

令和2年度における沖縄地区の 独占禁止法等の運用状況



公正取引委員会は毎年、前年度における独占禁止法等の所管法それぞれの運用状況(事件処理件数、違反事例、違反行為の未然防止のための広報活動等)について、全国及び各地方事務所別に公表しています。

今号では、今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引室(以下「沖縄公正取引室」といいます。)が公表した、令和2年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び景品表示法の運用状況について、ご紹介します。

独占禁止法

1. 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うにあたって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。

2. 処理件数

沖縄公正取引室では、令和2年度において、4件の事件に対して注意を行いました。

3. 主な違反事例

- 飲食店を運営するAは、納入業者に対し、Aの飲食店で利用できる食事券について、毎月の納入金額の一定率相当額又は一定額の購入を要請し、また、年2回、食事券の販促キャンペーンを実施する際にも購入を要請していました。
- 漁業協同組合Bは、組合員に対し、養殖した水産物の個人売買を禁止し、Bに全量出荷するように要請していました。
- 製造業を営むCは、Cが製造する洗髪料等について、取引先小売業者に対し、Cが指定する価格以上の価格で販売するよう指示をしていました。



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっきん」

下請法

1. 内容

下請法は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するために制定されました。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者(おやじぎょうしゃ)の義務と禁止行為を具体的に定めています。

2. 処理件数

沖縄公正取引室では、令和2年度において、60件の下請法違反被疑事件を処理し、うち58件について指導を行いました。

3. 主な違反事例

- イベントの運営業務を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていました。(下請代金の支払遅延)
- 印刷物の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、下請代金について下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていました。(下請代金の減額)

消費税転嫁対策特別措置法

1. 内容

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否等行為」といいます。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否等行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきました。

2. 処理件数

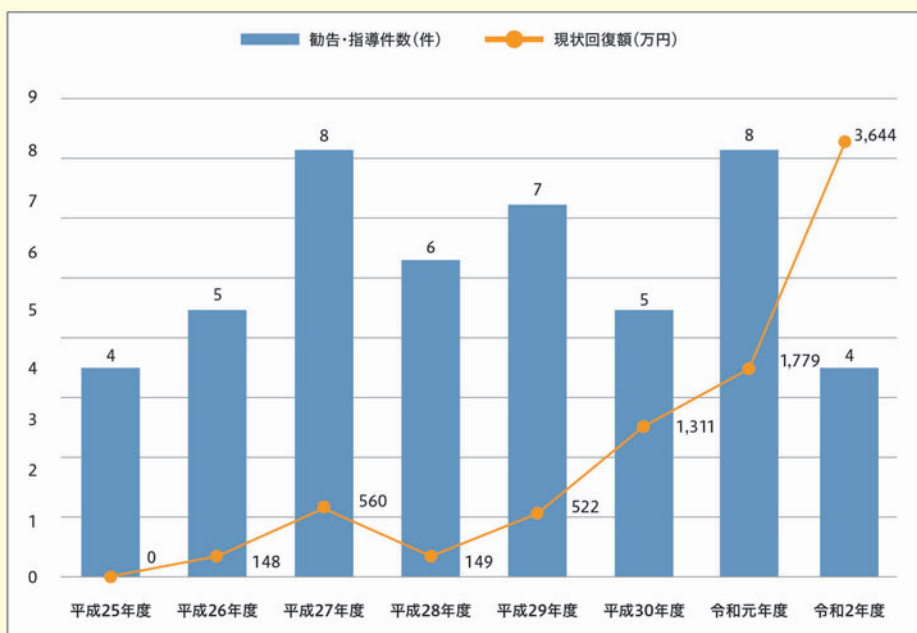
沖縄公正取引室においては、令和2年度において、転嫁拒否等行為に対し、4件の指導を行い、指導を行った違反事業者から、総額3,644万円の原状回復（転嫁を拒んでいた額等の支払い）が行われました。

3. 主な違反事例

○粗大ごみの回収・処理事業を行うA市は、粗大ごみの収集運搬業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていました。（買いたたき）

※措置件数は勧告又は指導の合計数。
※原状回復額は1万円未満を切り捨て。
※平成25年度は平成25年10月から平成26年3月までの措置件数。

沖縄地区における措置数及び原状回復額の推移



消費税転嫁されてイルカ「ルカちゃん」

景品表示法

1. 内容

消費者誰もがより良い商品・サービスを求めています。ところが、実際よりもよく見せる表示（不当表示）や、過大な景品類の提供（不当景品類）が行われたりすると、それらにつられて消費者が、実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい、不利益を被るおそれがあります。景品表示法は、このような行為から一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2. 処理件数

沖縄公正取引室においては、令和2年度において、1件の指導（不当表示）を行いました。

3. 主な違反事例

○A社は、化粧品①を販売するにあたり、アフィリエイトサイト上の広告において、あたかも、化粧品①を顔等の肌に塗るだけで皮膚のイボが取れるかのように示す表示をし、また、化粧品②を販売するにあたり、雑誌に掲載した広告において、あたかも、化粧品②を肌に塗るだけで、美容整形注射と同等のシワ改善効果があるかのように示す表示をしていました。しかし、実際には、両化粧品とも、当該表示の裏付けとなる合理的根拠がなく、表示どおりの効果があるとは認められないものでした。（優良誤認）

詳細な資料は、下記 URL にて掲載しています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/index.html



沖縄公正取引室では、独占禁止法の役割や意義を理解してもらうため、出前教室や講師派遣を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先 総務部 公正取引室 TEL 098-866-0049

